

平成27年1月22日開催教育委員会会議記録

(秘密会の部)

1 開会・閉会等について

日 時	平成27年1月22日(木) 午後3時39分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後4時45分					
出席委員						
委 員 長	横	井	利	男		
委 員	雁	部	隆	治		
委 員	阿	部	博	道		
委 員	坂	根	慶	子		
教 育 長	横	山	信	雄		
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	石	井	秀	和		
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	佐	久	間	之		
庶務課長	岩	佐	一	郎		
学務課長	齋	藤	好	正		
指導室長	月	田	行	俊		
生涯学習課長	前	田	泰	伯		
スポーツ振興課長	佐	久	間	英	樹	
ひきふね図書館長	倉	松	邦	多		

本秘密会において審議された案件については、平成27年2月2日をもって議会に上程されたため、本秘密会に係る会議録は公開としています。

2 会議の概要

横井委員長 ただ今から教育委員会秘密会を開催します。

議決事項第2

議案第2号「平成26年度墨田区一般会計補正予算(第8号)に関する意見の聴取について」の案件を上程する。

庶務課長 この補正予算は、平成26年度の最終補正ということになります。契約落差金や実績による減といったものが主なものです。歳入としましては、国庫支出金、都支出金、特別区債についての補正前の額が11億2337万円、補正額が12億7086万6千円、その差額1億4749万6千円が増えたということになります。歳出としましては、教育費として合計が出ていますが、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、生涯学習費、スポーツ振興費の合計になります。補正前の額が109億383万5千円、補正額が11億4350万円、計120億4733万5千円という形になっております。これは教育費の部分ですので、全体としては歳入歳出としてプラスマイナス0ということになります。説明は以上になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

坂根委員 歳入の「がんばる地域交付金事業費」というのは、補正前の額が0円で、補正額が1,357万円となっていますが、どういうものなのですか。

庶務課長 アベノミクス効果の全国への普及を図るということで、国が平成25年度補正予算を870億円計上し、対象事業として各市町村で地方単独事業、起債等の財源が充当されていない、純粋に地方負担分として地域活性化事業を行っているものを対象として、それぞれの自治体で実施計画を出させて、対象となるものについて交付金を出すという形で行われるものになります。従って26年度の当初では計上されていないのですが、当区において実施計画を昨年8月に「緑幼稚園園舎移築事業費」と「荒川河川敷運動場移設事業」を対象事業として提出しました経費が認められて、補正額として1,357万円計上されているということになります。

阿部委員 歳入の特別区債のところで13億1千万円とありますが、これは借り入れをしたということですか。

庶務課長 はい。そうです。

阿部委員 そうすると補正額が11億4350万円で、その中で一番大きいのが図書館整備事業費15億3600万円で、これが当初なかったのが26年度中に発生したという訳ですね。これは、ひきふね図書館の施設を購入したということですか。

ひきふね図書館長 ひきふね図書館整備については、曳舟地区の再開発の中での図書館整備という特殊な案件であったものですから、その資金の調達方法として東京都と協議をして、債務負担行為と割賦払いという形で資金調達をし、昨年度と今年度分を割賦払いで支払いをしていましたが、東京都から債務負担の主旨にあわないと指摘がありました。東京都と協議する中で、債務負担の部分について残り8年分を起債で資金調達し、一括返済しようという形になりました。この15億3600万円は、今後割賦で払う予定だったものを一括で払うためのものになります。

阿部委員 補正内容を見ますと図書館整備事業費だけプラスで、他の経費がマイナスになっているのですが、図書館整備事業費を捻出するために他の項目の予算執行を減額したということはないのですか。

教育委員会事務局次長 図書館整備事業費以外は、契約落差金等の累積を減額補正するということです。減額補正された額は、各種財政調整の基金に積み立てて、来年度以降の施策に使っていくという形になります。図書館整備事業費の分は、一括返済する歳出予算とその財源として起債するというので、他の事業が縮減されるというようなことはありません。

横井委員長 議決事項第2議案第2号「平成26年度墨田区一般会計補正予算（第8号）に関する意見の聴取について」原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

横井委員長 それでは、原案どおり「異議ありません」と回答することといたします。

議決事項第3

議案第3号「平成27年度墨田区一般会計予算案に関する意見の聴取について」の案件を上程する。

庶務課長 委員の皆様から政策について提案していただいたものを踏まえて、平成27年度の予算要求をいたしました。予算は、政策提案にかかる「政策」と事務に利用するものや経常的なものにかかる「一般」に分かれています。政策経費について、教育委員会としての主な意見・要望事項として、1点目「ICT化の推進」としましては、全体予算の増額、機器の有効活用を促進するためのソフトな部分の経費増、2点目「教師力の向上」としましては、研修等の充実、3点目「英語教育のあり方」としましては、ネイティブ教師を活用させるための教員研修等の充実、4点目「放課後教室のあり方」としましては、地域の人材を活用した授業等にかかる経費を要求しました。教育委員会制度改革・いじめ対応等の新たな取り組みとしては、「教育委員会制度改革関連」、「いじめ対応」の2点を要求しました。一般会計予算の説明は以上とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

阿部委員 「放課後教室のあり方」は、0査定となっているのは何故ですか。

生涯学習課長 放課後子ども総合プランは、元々国の方で昨年7月に学童クラブと連携した形で放課後子ども教室を一体型もしくは連携型として共同事業を検討することになっていましたので、来年1年かけまして、学童クラブを主管する子ども課と調査・検討することになりました。そこで案を作成し、共管事業として実施していくということで予算はつかなかったということになりました。

阿部委員 これは、緑小と三吾小で実施しているものとは関係ないのですか。

生涯学習課長 いきいきスクールとは別のものです。学童クラブと一緒に事業を計画していた訳ですけど、もう一度検討してからということになりました。

横井委員長 今年度実施している事業はそのままですか。

生涯学習課長 はい。変更ありません。

坂根委員 先ほどの「ICT化の推進」について、具体的に査定額でどのくらいICT化が出来るのですか。

庶務課長 査定の方針としては、全中学校分です。現在2校実施していますので、残り8校分ということになります。考え方としましては、どの小学校を卒業しても、必ず中学校では電子黒板が設置された環境に身をおけるということになりますので、中学校を優先して整備しようというものです。予算の範囲内で、小学校も数校整備したいと思います。

坂根委員 数校というのは、何校ですか。

庶務課長 だいたい2校から3校です。小学校分は一部になってしまいましたので、どういう基準で選定していくかは、これからの検討事項です。

坂根委員 全小学校分だと、予算は足りないのですね。

庶務課長 小学校は全部で25校ありますので、全校分実施するには予算不足ということになります。庶務課としては、学校によって不公平があってはならないと思っていますし、小学校もやる気になっていきますので、28年度には全校整備しなければいけないと思っています。

横井委員長 中学生の段階で子どもたちは全員ICT化の経験は出来るということですね。

庶務課長 はい。それは間違いなく出来ます。整備は、夏休みに実施する予定です。

阿部委員 「陸上競技場等整備事業」が0査定ですが、先ほどの300mトラックの予算はどのようになっているのですか。

スポーツ振興課長 当初の予算要求段階では年度内に基本計画素案まで完成させ、住民説明会・パブリックコメントを実施のうえ、来年度建物の基本設計、実施設計を行いたいと考えていたのですが、計画を進めていく中で年度内に素案が完成できないと見込まれるため、時間をかけて内部の都市計画部門の助言も聞き、法令上クリアしなければいけない点や防災制度をどのように取り込んでいくかを年度前半で検討しようということで、来年度前半は基本計画の素案策定の準備期間とし、後半は素案を元に委員の皆様や議会への説明、パブリックコメントの実施、住民への説明を考えていきたいと思っています。予算として必要になるのは、平成28年度からになると推測しています。決して後退したということはありません。

横井委員長 議決事項第3議案第3号「平成27年度墨田区一般会計予算案に関する意見の聴取について」原案どおり決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり「異議ありません」と回答することといたします。

議決事項第4・5

議案第4号「教育委員会関係議案(墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」、議案第5号「教育委員会関係議案(墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程する。

庶務課長 まず、議案第4号についてですが、提案理由として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会委員長の職が廃止されることに伴い、同委員長の報酬に係る規定を削る必要がある」ということで、教育委員会の制度改革に伴う改正になります。施行期日は墨田区規則で定める日です。条例改正案の中身としては、第2条の「行政委員会」を教育委員会の委員長が廃止となる関係で「教育委員会の委員、選挙管理委員会」に、同じく第5条の「教育委員会の委員長若しくはその他の」を「教育委員会の」に変更、同じ主旨で第5条3項の「教育委員会の委員長又は」と、「その委員会においては」を削除、第7条が「教育長の職を兼ねる者に関する特例」ということで、新教育長が教育委員を兼ねることはないので、これを削除ということになります。また、別表の中で委員長の報酬月額が定まっているのを削除します。施行日については、地方教育行政の教育委員会の制度改革の施行が平成27年4月1日となってはいますが、人事が絡みますので、それに合わせて施行という形になります。続いて、議案第5号についてですが、提案理由として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育長が常勤の特別職に位置付けられることに伴い、審議内容に教育長の給料等に関する事項を加える必要がある」ということになります。新教育長は特別職という扱いになります。施行日は平成27年4月1日です。条例改正案の中身としては、現行の特別職としては区長と副区長が対象となっています。これに、新教育長を加えるということで、第1条の「及び副区長」を「副区長及び教育長」に変更するというものになります。付則として「1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3

項の規定は、公布の日から施行する。2 この条例による改正後の墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の規定は、平成27年4月1日以後に任命される教育長から適用する。3 改正後の条例の規定による教育長の給料等に関する審議については、この条例の施行の前においても行うことができる」となっており、2項については新教育長が決定したときに、3項については準備行為として4月から行うことができるという規定になっております。説明は以上とさせていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

阿部委員 議案第4号の施行日は、いつになるのですか。

教育委員会事務局次長 新教育長が任命されるときにあわせて、施行されることとなります。

阿部委員 墨田区規則で定める日というのは、これから定めるといえることですか。

教育委員会事務局次長 はい。そうです。

横井委員長 議決事項第4議案第4号「教育委員会関係議案（墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」及び議決事項第5議案第5号「教育委員会関係議案（墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」原案どおり決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

横井委員長 それでは、原案どおり「異議ありません」と回答することといたします。

議決事項第6

議案第6号「教育委員会関係議案（墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程する。

学務課長 提案理由として、「子ども・子育て支援法の制定により幼稚園の利用について施設型給付制度が創設されることに伴い、保育料の月額を改定する必要がある」、施行期日としては墨田区教育委員会規則で定める日となっております。区立幼稚園の利用者負担額について年1回説明させていただいてきましたが、12月22日に子ども子育て会議のワーキング、子ども子育て会議の本会議前に企画会という調整会議が1月9日にありまして、1月14日に子ども子育て会議全体会がありました。そこで説明した内容になりますが、まず区立幼稚園の現状ということで、幼稚園数7園、定員35名、入園料1,500円、保育料月額5,700円となっております。子ども・子育て支援新制度における公立幼稚園保育料の位置づけということで、国の子ども・子育て新制度に関わる指針を基本として、国が定める上限額の範囲内で区市町村が定める、公立幼稚園の保育料については、現行の徴収額、新制度への円滑な移行のための観点、公立施設の意義役割、幼保・公私間のバランス等を考慮して判断する、公立施設用の公定価格や利用者負担基準は国において定めないということになっています。区立幼稚園保育料の主な改定理由、いわゆる見直しの視点が4点あります。1点目「長期間据え置いた保育料額の見直し」として、平成5年度から21年間、公共施設においては保育料額を据え置いていました。一方、保育園については平成9年と17年の2回にわたり保育料の改定がされてきました。このことに視野にいれて、調整が必要ではないかということです。2点目「他区の保育料額との均衡」として、現行の保育料5,700円は、23区の区立幼稚園の現行保育料額平均が7,100円、中には1万円を超える区も数区ありますが、概ね1万円

以内ということで、他区との均衡を図るため改定するということです。3点目「国基準の所得階層」として、今回施設型給付制度が創設され、今までの応益負担が応能負担になりますので、所得に応じた階層区分とする改定が必要になります。国の階層区分に準じた形で改定することとなります。4点目「区立幼稚園運営経費の中にしめる保護者負担額の割合」として、光熱水費や人件費、園を運営するための経費等を含めた総体的な経費の中に占める保護者負担額を比較した中で、幼稚園9.9%に対して、保育園は14.7%ということで、非常に保護者負担額の割合が高くなっています。運営経費という意味合いの中で、今後対策をしていく必要があるということで見直しをさせていただくということです。保育料月額改定内容として、保育料上限額の現行5,700円を8,500円へと改定、所得の状況に応じた応能負担6階層区分を設定、激変緩和措置として平成27年度は据え置き、平成28年度から30年度の3年間で段階的に引き上げるということで、平成27年度は5,700円、平成28年度は6,700円、平成29年度は7,600円、平成30年度は8,500円の経過措置にします。入園料及び保育料徴収月として、入園料1,500円は、入園選考・入園事務手続きに係る経費、具体的には入園のパンフレット・案内書の作成等にあてる経費として、用途を明確にしたうえで今後も徴収していきます。保育料については、8月分は教育サービスを提供しないため、従前どおり徴収しないこととします。その他として、平成27年第1回区議会定例会に上程し、子ども・子育て新制度のスタートにあわせて、平成27年4月1日から実施することになります。子ども・子育て会議の中で、意見・要望等を聞きましたが、特に意見等はありませんでした。これを前提として、条例改正案としては、第1条で「墨田区立幼稚園」という文言のみとなっていたものを明確にするために「区立幼稚園（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）」とし、第2条として墨田区立幼稚園を利用するものは、子ども・子育て支援法に規定される支給認定子ども（就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者）に限られていますので、その者を対象者として条例に明確に規定させていただくものです。別表付記の8月分の保育料についても、第2条第1項に明記しました。第2条第2項については、従前どおり1,500円にさせていただき、第2条第3項については、これまで保育料の額は、区市町村個々の判断において設定していましたが、改定後は子ども・子育て支援法に基づいて設定するという考え方になりましたので、本区においても6階層区分に応じた保育料、8,500円を上限額として設定することになります。第5条で「この条例の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会規則で定める」ことになっていますので、施行日について規則で定めることになります。保育料については激変緩和ということで経過措置で段階的に引き上げます。幼稚園の保育料については、各区との均衡を図るため平均的な数字に設定する内容にしました。説明は以上とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

阿部委員 子ども・子育て支援法というのは、どう変わったのですか。

学務課長 制度として「施設給付型」という形に変わりました。私立幼稚園も含めて変更になるのですが、公務負担あるいは1号認定から3号認定というような国基準が定められ、その枠の範囲内で、それぞれの区市町村が設定できるようになったというのが大きな変更点です。これは区立幼稚園もそうですが、保育園も同様になります。

教育委員会事務局次長 今までは認定という作業はありませんでした。今後は、3歳を境に幼稚園、認定子ども園、保育園の3つの認定を受けることになります。それと、従来の私立幼稚園、認定子

ども園化しない幼稚園、新制度に入らない幼稚園、文部科学省の傘下にある幼稚園も引き続き継続するというので、認定を受ける3パターンと認定を受けない1パターンの合計4パターンになります。

阿部委員 認定を受ける子ども園や幼稚園に更新する子ども園は、教育委員会の管轄下に入るのですか。

教育委員会事務局次長 公立幼稚園、公立認定子ども園に入園する子どもでも、すべて子育て担当が認定事務をすることになりますが、公立幼稚園については引き続き教育委員会の管轄下で内容チェックするという形になります。今後公立認定子ども園が出来た場合は、教育委員会の所管ではなく、法律上首長の所管になりますが、子ども園には幼稚園機能もありますので、幼稚園的な学習内容については指導主事が内容をチェックするという対応になります。

学務課長 子ども・子育て支援法の主旨は、幼児期の学校教育や保育や地域の子育てを拡充化・質の向上と謳っておりまして、具体的には待機児童を減らすとか、幼児期の学校教育についてさまざまな支援強化とか質の向上を含めて対応していくこととなっています。地域保育という地域の子育てもあわせて、保育園・幼稚園以外の部分についても対応していくというのが新法の考え方です。

坂根委員 新法の国基準額は、どこが対象になりますか。

学務課長 国基準額というのは、公立・私立含めての上限額になります。この額の範囲内で設定していくというものになります。私立幼稚園保育料、区立幼稚園保育料もこの範囲内で設定します。

坂根委員 私立幼稚園で国基準額を適用している園と適用していない園があるのかわかりませんが、これを見ると墨田区の場合かなり安いと思います。これは、上限の金額ということなのですか。

学務課長 これは基本となる金額になります。私立の場合、入園料やその他のサービス料で事業展開していますので、その都度経費は加算されていくということになります。基礎保育料上限12,900円とあるのは、ほぼ10万円というようなことが一般的な私立幼稚園ということになります。公立幼稚園については、その都度加算されるようなものはなく、月額保育料の中で運営していくということになります。

横井委員長 議決事項第6議案第6号「教育委員会関係議案（墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

横井委員長 それでは、原案どおり「異議ありません」と回答することといたします。

議決事項第7

議案第7号「教育委員会関係議案（墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程する。

庶務課長 提案理由として、「子ども・子育て支援法の規定による報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対して科する過料について必要な事項を定める必要がある」ということで、施行期日は「墨田区規則で定める日」です。これは新設条例になります。新設の経緯ですが、子ども・子育て支援法第87条で「市町村は、条例で、正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による

当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。」となっております。子ども・子育て支援新システムというのは、就学前の子どもに対し保育園、幼稚園、認定子ども園それぞれがそれぞれの法律に基づいて所管の省庁があったのですが、それを給付システムという形で統括する形になります。従って、所管が違って、新システムで一括されるということになります。給付として諸々ありますが、保護者の方から見れば保育サービス、保護者及び事業者の方から見れば施設型給付として保育園や幼稚園に入園するサービス、事業者の方から見れば補助金のような給付金サービスを行うというような給付のシステムになっています。その給付のシステムで不当な請求をする等不正を働く場合が想定されるため、10万円以下の強制力のある過料を科するという条例になります。過料の対象としては、公立幼稚園なので事業者は対象になりませんが、保護者が対象になるということで、教育委員会に意見聴取がされています。過料の対象になる保護者が正当な理由なしに、子どものための教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、質問について、拒否し、又は虚偽の報告・答弁をしたときに過料を科すこととなります。例えば保育園の場合、両親が共働きであることが必要になりますが、就労証明書等を偽造したような場合、虚偽の申告になりますので、そのような場合に過料を科すようなことが考えられます。事業者及び従業員については、事業を行って給付を行う訳ですが、本来の要件を満たしていないのに虚偽の報告をして給付を貰ったような場合、支給認定保護者が区外へ引っ越したのに墨田区でサービスを受けた場合、保育の必要がないいわゆる2号認定、3号認定の必要がないのに、1号認定なのに2号認定の変更する前の、または変更したときに変更する手続きに応じないという場合、認定を取り消された際に支給認定証の返還の求めに応じない場合等、不正な行為に対する規定です。説明は以上とさせていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

横井委員長 過料の支払いがされない場合、強制執行のようなことはできるのですか。

庶務課長 過料ですから、支払いがされない場合、強制執行は可能です。

横井委員長 議決事項第7議案第7号「教育委員会関係議案（墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例）の作成に伴う意見聴取について」原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

横井委員長 それでは、原案どおり「異議ありません」と回答することといたします。

横井委員長 ここで、会議の取扱いについてお諮りします。秘密会はこれをもって終了とし、ここからは公開の会議といたしたいが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

横井委員長 それでは、そのように取り扱うことといたします。